

○総務省告示第三百四十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百九十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十二日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

<p>〔一〇八 略〕</p> <p>九 NTPCコミュニケーションズ株式会社</p> <p>〔一〇二十八 略〕</p>	<p>改正後</p>
<p>〔一〇八 同上〕</p> <p>九 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ</p> <p>〔一〇二十八 同上〕</p>	<p>改正前</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。